



特集1

新型コロナに  
便乗も!

# 契約トラブル& 悪質商法にご用心

「ただより高い物はない」「安物買いの銭失い」……先人たちはこんなことわざを私たちに残してくれています。けれど、悪質商法はなくなりません。「ちょっと得したい」という人間の心理をついてきます。コロナ禍での新たな事例も見ながら「傾向と対策」をしっかりと確認しましょう！ 教えてくれたのは消費生活センターの清水恵美さんです。

悪質商法 1

## 3億円の「政府指定救済金」に 当選した!?



ショートメッセージ(SMS)で「政府指定救済金に当選したので3億円を支援する」という通知をもらった50代Aさん。すぐに記載のサイトに接続し口座情報を入力。その後「口座振込手数料として1,000円が必要」とSMSが来て、コンビニでプリペイド型電子マネーのギフトカードを購入し、決済しました。すると「送金に問題発生」という内容のSMSが届き、エラーの復旧費用などに15万円を請求され、支払い。その後も支払い続け、総額は300万円に。  
**清水さんコメント▶** 「3億円の支援金」など存在しないのですが、「まさか、私が当選!」といううれしさから誰にも言わず、「1,000円で3億円もらえるなら……」という気持ちになってしまったのですね。「宝くじ3億円当選しました」など同様の手口もあります。

悪質商法 2

## 在宅ワークで副収入を 得るつもりが……



契約  
トラブル

## コロナ禍の宿泊予約が キャンセルできない



メールのやりとりで相談業務を行う在宅ワークのサイトに登録した20代Bさん。何通かのメール後、サイト運営者より「報酬を支払う」と連絡があり、口座番号を伝えた。振込確認ということで1,000円が振り込まれたが「報酬を受け取るには保証会社に入会する必要がある。通常7万5,000円だが、今なら80%オフの1万5,000円を振込してほしい」と案内されたので、プリペイド型電子マネーのギフトカードを購入し、支払った。  
**清水さんコメント▶** 報酬をもらう側なのに支払いが発生するのは「何かがおかしい」と思っ。 “楽しんで稼げる仕事”があるのでしょうか?

家族旅行のために宿泊予約サイトでホテルの予約をした40代Cさん。新型コロナウイルスの影響で渡航できなくなったため、キャンセルを申し出ると、「キャンセル料が100%かかる。規約にも書いてある」とメールがきた。「不測の事態なのに……」と怒りとむなしさを感じている。  
**清水さんコメント▶** 今回の新型コロナでは返金対応する旅行会社もありますが、規約のままとする業者も。予約の際、規約は必ずチェックしましょう。海外の運営者の場合、電話しても外国語での自動音声という場合もありますので気を付けて。